

桜美林大学における公的研究費不正防止計画

平成 28 年 3 月 10 日制定

桜美林大学では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、以下のとおり不正発生の要因を把握し、公的研究費不正防止計画を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
責任者の交代により、後任者が責任と権限を十分に認識できていない場合がある。	・責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。
時間の経過とともに、責任意識が低下する。	・責任体系を本学ホームページで学内外に公表し、各会議等を通じて意識向上のため啓発を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・事務処理手続きに関する手引きを作成・配布することにより、適正運用の周知を徹底する。 ・年に 1 回以上、使用ルール説明会を開催し、適正運用の徹底を図る。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・構成員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
予算執行の時期に偏りがある。	・定期的に予算の執行状況を把握し、研究者へ通知を行う。 ・執行率の低い研究者に対し、メール等にてモニタリングを行う。
特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	・特殊な役務契約について、必要に応じて抽出による取引業者へのヒアリング等の確認手続きを実施する。
出張の事実確認等が不十分である。	・二重払いのチェック、必要に応じて用務先への確認を行う。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
執行状況が適切に把握されておらず、年度末に執行が集中する。	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに必要に応じて改善を求める。
発注段階での財源特定がなされていない。	・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等で注意喚起を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
情報発信・共有化が十分に行われず、誤った理解に基づくルールの運用がなされるおそれがある。	・研究者・事務職員を対象とした、研修会や説明会により、定期的な情報共有や意見交換を行う。 ・公的研究費等の使用ルール、不正防止の取り組みについて本学ホームページで学内外に公表し、情報共有を図る。
不正使用に関する通報(告発)窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底。	・『「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく本学における体制』図を本学ホームページで学内外に公表し、周知徹底を図っている。 ・学内掲示板等にて周知する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	具体的な不正防止計画
実効性あるモニタリングが不十分である。	・監査事務局は、公的研究費の不正使用に関して、リスクアプローチ監査を実施する。 ・監査事務局は、会計監査人・監事と連携して、効果的な監査実施を図る。